

栃木市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成23年10月25日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大武真一

記

1. 監査の実施日 平成23年10月5日
2. 監査の対象
 - (1) 公の施設
都賀町老人デイサービスセンター藤糸荘
都賀町在宅介護支援センター藤糸荘
 - (2) 指定管理者
社会福祉法人 都賀の里
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。
以下、次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である社会福祉法人都賀の里は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とした団体である。(平成5年12月16日設立)

市からの指定管理料は0円であり、利用料金や介護保険収入により、都賀町老人デイサービスセンター藤糸荘及び都賀町老人在宅介護支援センター藤糸荘を管理運営している。

当都賀町老人デイサービスセンター藤糸荘においては、通所介護サービス、送迎、健康チェック、機能訓練、訪問介護サービス等に関する業務が行われた。また、当都賀町老人在宅介護支援センター藤糸荘においては、在宅介護に関する総合的な相談及び指導、要援護老人又は家族の公的保健福祉サービス利用申請手続き等を行い、市都賀総合支所健康福祉課との連携を図りながら、利用者の増加に努めており、当団体が担う役割は、大きなものと考えられる。

(2) 会計経理について

事業運営については利用者からの利用料金や介護保険の収入を得て、人件費、事務経費及び各種委託料等が支出されているが、市からの指定管理料に依存することなく、経営がなされている。

また、事業等については諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、領収書がないもの、領収日、領収書の宛名の記入もれが見受けられたことについては監査委員より口頭で指導した。

(3) 指摘要望について

平成22年度の実績報告では前年度と比較すると利用者が減少している。利用者アンケート調査等を実施し、利用者の意見を集約するなど、介護等が必要な方が安心して暮らせるよう、よりきめ細やかなサービスを心掛け、これまでの管理業務の経験を十分に活かし、引き続き、サービスの低下を招くことのないよう努められたい。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

- (1) 名 称 都賀町老人サービスセンター藤糸荘
都賀町在宅介護支援センター藤糸荘
- (2) 所在地 栃木市都賀町臼久保301番地1号
- (3) 施設概要
- ・敷地面積 1802.08 m²
 - ・設備の内容 (1階建)

室 名
食堂兼作業及び日常動作訓練室
ヘルパーステーション
相談室
個別相談室
配膳室
休憩室
浴室
脱衣室